

## 豊明市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、豊明市監査基準に準拠して定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年6月25日

豊明市監査委員

井 上 新  
服 部 龍 一

### 1 監査の対象

市民生活部 共生社会課  
市民生活部 防災防犯対策課

### 2 監査の期間

令和7年1月30日から令和7年2月21日まで

### 3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行した事務事業

### 4 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

### 5 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

### 6 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 市民提案型まちづくり事業交付金の支出において、要綱に沿った支払いに一部不備が見受けられたので留意されたい。(共生社会課)
- (2) 指定管理者審査委員会の委員報酬の支給において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(共生社会課)

- (3) 市民提案型まちづくり事業の申請受付において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(共生社会課)
- (4) 防犯灯設備設置費補助金の支出において、支出決定伺の決裁に一部不備が見受けられたので留意されたい。(防災防犯対策課)

## 7 監査の対象

行政経営部 企画政策課  
行政経営部 秘書広報課

## 8 監査の期間

令和7年3月4日から令和7年3月26日まで

## 9 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年1月31日までに執行した事務事業

## 10 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

## 11 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

## 12 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 人権啓発用個包装マスク購入事務の支出負担行為決議において、決議書の一部に不備が見受けられたので留意されたい。(秘書広報課)
- (2) 広報とよあけ・市議会だよりの印刷事務において、検査調書の一部に不備が見受けられたので留意されたい。(秘書広報課)
- (3) 広報とよあけ等配送業務委託の入札事務において、入札書及び封筒の一部に不備が見受けられたので留意されたい。(秘書広報課)